

令和3年第5回

君津市農業委員会議事録

令和3年5月10日（月）

令和3年第5回君津市農業委員会議事録

日 時 令和3年5月10日（月）午後2時00分から午後2時46分

場 所 君津市役所6階 災害対策室

招集者 君津市農業委員会会長 石 橋 定 雄

議 事 日程第1 会期の決定

日程第2 議事録署名委員の指名

日程第3 議案第 1号から議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第12号から議案第13号 農地法第3条及び農地法第5条の規定による許可申請について

日程第5 議案第14号から議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第6 議案第17号から議案第18号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について

日程第7 報告第 1号から報告第 6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第 7号から報告第14号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

出席委員（14名）

1番	鈴木	郁夫	2番	鮎川	正幸
3番	水野	徳子	4番	小笠原	武男
5番	笹本	幸恵	6番	宇野	真弘
7番	神子	純一	8番	石橋	定雄
9番	真板	徹	10番	田丸	三郎
11番	鳥海	純次	12番	江澤	康雄
13番	鈴木	清	14番	粕谷	定嗣

欠席委員（なし）

出席した職員

事務局長	齋藤 久夫
副主査	田島 直樹
主任主事	江澤 俊太
上総事務所主任主事	真木 博章

◎会長挨拶

会 長 皆さん、こんにちは。

どうも御苦労さまでございます。

5月からは、5、6、7、8、9、10と半年間クールビズでございます。基本的には上着を着ていただきたいんですが、この会場、暑かったりした場合にはもちろん脱いでいただいて結構ですので、よろしく願いいたします。

日頃思っているんですけども、この農業委員会の総会、毎月行われていますけれども、ほぼ毎回全員出席の下に開かれて、昨年からもずっとそういうことで、皆様の御協力をいただいておりますことを本当にうれしくありがたく感謝を申し上げます。

大連休といたしますかね、今年はどうもゴールデンウィークという言葉があまり光らなかった事情もございまして、何となくお金を使う側も、稼ぐ側もなかなか思うようにいかなかった年だったかなと思います。

そうしたことで、コロナウイルスの感染が全く落ち着く様子どころか、特に関西圏のほうは非常に大変な状態となっております。

そうした中で、今日も一応ここも感染対策の下に会議を開催しております。スムーズに進めたいと思いますけれども、その中にも慎重な審議をお願いしたいと思います。

以上でございます。

◎諸般の報告

会 長 それでは、前回の総会以降の諸般の報告をさせていただきます。

4月23日、君津市総合建設審議会、君津市役所において開催されまして、私が出席をいたしました。

以上でございます。

それでは、総会に入ります。

◎開 会

(午後2時00分)

議 長 開会をいたします。

ただいまの出席委員は14名でございます。よって、定足数に達しておりますので、令和3年第5回君津市農業委員会の総会を開会し、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

議 長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

会期は本日1日とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 異議ないものと認め、会期は本日1日と決定をいたします。

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第2、議事録署名委員について、会議規則第16条第2項の規定により、私から指名をいたします。

9番、真板徹委員、10番、田丸三郎委員の2名をお願いします。

◎議案第1号ないし議案第11号

議 長 日程第3、議案第1号ないし第11号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

江澤主任主事 議案第1号について説明します。

六手地先の畑1筆、面積119平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は耕作、管理できないため、譲受人は妻の実家に隣接しており、耕作しやすいためです。

許可基準として、譲受人は市外在住ですが、富津市において下限面積を超えた1万2,810平方メートルの農地の経営をし、農機具はトラクター、田植機、トラックを所有しています。

農作業従事日数は世帯全員で150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。

議案第2号について説明します。

六手地先の田5筆、畑1筆、面積2,006平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は耕作、管理できないため、譲受人は自宅から近く、耕作しやすいためです。

許可基準として、下限面積を超えた1万1,888.3平方メートルの農地を経営し、農機具は

トラクター、田植機、耕運機、乾燥機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第3号から第5号までは、譲受人が同一なため一括して説明します。

議案第3号は、尾車地先の田4筆、面積1,817平方メートル、議案第4号は尾車地先の田1筆、畑5筆、1,928平方メートル、議案第5号は馬登地先の畑1筆、2,251平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、議案第3号の譲渡人は遠方に居住しており耕作できないため、議案第4号の譲渡人は高齢により離農したいため、議案第5号の譲渡人は高齢により農業経営の規模を縮小したいためです。譲受人は、現在作業を受託している申請地で新規就農をしたいためです。

許可基準として、譲受人は新規就農者ですが、木更津市で植木栽培をしていた経験があり、現在は申請地の耕作、管理を委託されており、問題なくできていることなどから、技術等については問題ないと思われま

す。下限面積を超えた5,996平方メートルの農地の経営を予定し、農機具は耕運機、噴霧機、揚水機、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超える予定であり、資格等については問題ないと思われま

す。議案第6号について説明します。

大山野地先の田1筆、面積1,368平方メートルを夫婦間の贈与により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は体調不良により耕作ができないため、譲受人は現在耕作を行っているためです。

許可基準として、下限面積を超えた1万6,427平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、田植機、コンバイン、軽トラック、ユンボを所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第7号について説明します。

中島地先の畑1筆、面積165平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は農作業ができないため、譲受人は隣接地を所有しており、耕作しやすいためです。

許可基準として、下限面積を超えた2万1,287平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、耕運機、草刈り機、軽トラックを所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

議案第8号について説明します。

糸川地先の畑1筆、面積826平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は農業経営の規模縮小のため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、下限面積を超えた2万1,266.58平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、草刈り機等を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

議案第9号について説明します。

小糸大谷地先の田4筆、面積6,324平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は体調不良により耕作できないため、譲受人は自宅から近く、耕作しやすいためです。

許可基準として、下限面積を超えた1万275平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、もみすり機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

議案第10号について説明します。

大戸見地先の田4筆、面積1,500平方メートルを賃貸借するものです。

申請理由として、貸主は高齢により離農したいため、借主は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、下限面積を超えた8,697.91平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、コンバイン、ユンボ、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

議案第11号について説明します。

笹地先の田2筆、面積953平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は遠方に居住しており、経営規模を縮小したいため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、下限面積を超えた7,143平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、もみすり機、軽トラックを所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第1号ないし第6号、1番、鈴木郁夫委員からお願いします。

鈴木（郁）委員 1番、鈴木郁夫です。

それでは、第1号議案から第6号議案まであります。ちょっと長いので私、途中で息切れするかもしれませんが、メモを見ながら説明させていただきます。

議案第1号について御説明いたします。

詳細は、ただいま事務局から説明のあったとおりでございます。

申請地は、議案書別冊の2ページを御覧ください。

地図の右側の黒い太い線が館山道です。中央左右に走るのが小糸川沿岸バイパスで、高速道と交差する400メートル手前と市道を左へ折れて、そこから300メートルほど進んだ丸印がその当該地になります。

5月4日の火曜日、12時半に譲受人の奥さんと面談いたしました。経営の状況について伺いましたけれども、事務局の御説明のとおり、農業を営んでおりますが、いかんせんその物件と取得者の居住地が離れておりますので、ちょっと私も疑問に感じるころがありまして、一応ちょっと事細かく聞きましたけれども、ここの物件は六手の八幡神社という神社があるんですが、その鳥居の隣の物件です。これは現在、サツマイモが、狭い畑ですけれども、6株のサツマイモが植えられていまして、きれいに管理されておりました。

ここら辺は、経営は自分が直接携わるというよりも、委託経営の形を取るようなことを伺っております。

本来なら神社に寄附したかった物件らしいんですけども、農地ということで特殊事例が取れなかったというような経緯があったようです。

次に、議案第2号について説明します。

申請地は、議案書別冊1ページ、同じページの中ですが、太い線が館山道、その中央左右に走るのが小糸川沿岸バイパスで、先ほど言った丸印からさらに進んで、同じ市道を丁字路にぶつかったところが譲受人の居住地でございます。

5月6日の11時半に譲受人、また、同日12時に譲渡人の双方に面会しまして、農地に至る経緯を聞きました。

この物件は、六手地区の圃場整備をされていない谷津田の中央部に位置していまして、現在、当該物件は休耕中です。周辺農地は用水整備がされてなくて若干棚田状の形態でもあり、

水田耕作には不利な環境にあります。周辺の田んぼは全てきれいに田んぼとしての植え付けがされておりました。

譲渡人については、先月もこの方、当事者として農地を手放した経緯があるんですが、内容をもう一度復唱しますと、この方は銀行員でありまして、足に障害を受けておられまして、農業を営むには非常に困難だということで、また、古い農家のように、農地や林地をたくさん持っていらっしゃるということですが、今後資産管理をするのが難しいということで、農地を徐々に手放しているというようなことでございます。

譲受人は、その譲渡人のすぐ隣の家に住んでおられまして、約1町歩以上の農業経営をしております。その譲り受ける田んぼと自分の農地が隣接部につながっておりますので、耕作するには都合がよいということで、今回の契約になっておるわけでございます。

続きまして、議案第3号から第4号、第5号について、これは譲受人が同一人物ですので、一括して説明したいと思います。

申請地は、2ページを御覧ください。

議案第3号の位置ですが、地図の右側を斜めに走るのが県道荻作君津線で、点在する居住地为尾車部落です。地図からちょっと外れていますけれども、尾車自治会館を右に折れて、図の中央下に向かうのが馬登方面に向かう市道でございますけれども、そこから数百メートル進んだところが丸印、第3号の該当地になります。その先また500メートル進み、二又を左に下りて約150メートルほど進むと、養護施設たびだちの村というのがございます。その前面左側が議案第4号の同じ尾車地区の該当物件になります。

議案第5号の場所は、次の3ページになりますけれども、図の中央下に向かう細い道がありますが、これは2ページ右下の位置にある県道の分岐点を右に入ると、その次のページの中央の細い道につながる場所です。その右下の位置図にある道を、鹿野山方面に向かうちょうど中間地点の山間部の場所が議案第5号の該当物件になります。

5月5日、2時に譲受人にお会いしまして、この方は木更津市に住んでいますので、木更津の市街地に、住宅の中の一角に住んでおられますので、農業地を取得するという経緯が私には不審に思いまして、ちょっと事細かに詳細を確認しました。

この方は、家業として鹿野山周辺で植木のあっせん業をしていたということで、この鹿野山の周南地区に相当土地に明るい方で、また、その地域の住民の方とも交流が何かあったようです。そのときにというか、そういう関係で農地の紹介を受けたというようなことのようにです。

なぜこれが農業に携わるようになるかという、家族に、子供さんで何か、お孫さんになるんですかね、この方が農作業的な活動、自然とのふれあいを喜び、非常に興味を持っておられるということで、土地を取得して農作業といっても水田や畑というよりも、自然とのふれあいの場として畑で山菜取り、あるいは果樹等を植え付けてそこからの収穫等をしながら、直売所に販売をしていきたいというふうな農業をしたいということで、大規模農業をやるというよりも、古い古代農業をやるというふうな感じの農業です。

譲渡人ともそれぞれ土地を手放す内容に確認しましたが、そういう利用される方がおられるのならということで快く譲渡したという経緯があります。

次に、議案第6号について御説明します。

申請地は、別冊2ページを御覧ください。

地図の上から下に伸びる黒い太線が館山道です。左側に並ぶ道が宮下から鹿野山方面へと向かう市道で、中央の大山野公民館を先に超えて300メートル進んだ高速道路の下を抜けると当該場所になります。

5月4日、2時半に御夫妻とお会いしまして、本案件の内容について確認しました。

夫婦間の贈与ということですが、2人とももう御高齢でなぜこの機に農地移転をするのか、何かちょっと私も疑問に思ったんですけれども、谷合にある居宅周辺は既に館山道の開発とともに農地が大分つぶれていまして、一部はもう太陽光発電の施設になっておりました。残った一部が今回の贈与物件であるんですけれども、これは夫婦間の贈与、何も相続があるんだからいいんじゃないですかと伺ったんですが、これについてはずっと家柄というんですかね、家訓みたいな形で、御夫婦間でも男性、女性で農地を、あるいは林地を相続していくというふうな経緯が伝統的にあるというふうにおっしゃっておられました。

いずれにしても、3条案件として問題点はないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

議長 続きまして、議案第7号について、4番、小笠原委員からお願いします。

小笠原委員 4番、小笠原です。

議案第7号について説明します。

詳細は事務局の説明のとおりでございます。

申請場所は、別冊5ページを御覧ください。

上のライスセンターに西方約500メートル地点が申請場所でございます。

4月21日、譲受人と現地の立会いをしました。

譲受人は隣接地を所有しており、果樹を植えて管理していくようでした。

何ら問題ないと思われまますので、よろしくお願ひします。

以上です。

議 長 続きまして、議案第8号について、5番、笹本委員からお願ひします。

笹本委員 5番、笹本です。

第8号議案について御報告します。

詳細につきましては、ただいま事務局から説明のあったとおりです。

議案の場所ですが、別冊の6ページを御覧ください。

中央よりやや右側、1つ上から下に伸びている道路は、県道92号線です。道路沿い1044番地は、コンビニエンスストアです。その反対側を200メートルほど上ったところの左下に、その場所があります。

4月27日に、双方の同一代理人と現地でお会いし、お話を伺いました。現地は道路から畑への入り口が、トラクターが入れるかどうかというくらいの幅しかなく、若干心配でしたが、畑を耕うんしてあったので大丈夫そうでした。

譲渡人は、昨年御主人を亡くされ、家から離れたこの畑は管理し切れないと考え、譲り受けてくれる方を探していたということです。ですが、なかなか見つからなかったということです。

譲受人は、議案の場所までトラクターで5分もかからないところに住んでいて、田んぼや畑で米、野菜を栽培し、JAや直売所などに出荷するなど大変積極的な営農をしているということから、今回の話になりました。

特に問題はないと思われまますが、よろしく御審議のほどお願ひいたします。

議 長 続きまして、議案第9号について、6番、宇野委員からお願ひします。

宇野委員 6番、宇野です。

第9号議案について説明いたします。

5月6日の午後、譲受人の方と現地でお会いしました。詳細は事務局の説明のとおりです。場所は別紙7ページ、御覧ください。

JAのスタンド、小糸の前ぐらいなんですけれども、小さな黄色いパスタ屋さんの看板があって、そこを入ると大谷の集落というか、そういう場所になります。その集落の中にこの案件の農地があります。

農地の現状はきれいに田んぼとして耕作、管理されており、この農地は譲受人がもう10年以上前から耕作をしているそうです。今後も譲り受けた後も田んぼとして耕作を続けるそうなので、問題ないと思います。

審議のほどよろしく申し上げます。

議長 続きまして、議案第10号について、13番、鈴木清委員から申し上げます。

鈴木（清）委員 13番、鈴木です。

議案第10号について説明します。

申請内容につきましては、事務局の説明のとおりです。

申請場所につきましては、別紙8ページをお開きください。

中央に蛇行しているところは小櫃川でありまして、ちょうど中央の真下あたりですか、318と書いてあるところが地元の大盛橋という橋がありまして、そこを左に上っていきまして、300メートルぐらいですか、そこをまた左へ行きますと、現地になります。

貸主さんは、このところ高齢になり、前回も同じような場所でありましたが、貸しております。

借主さんは、先月もお話がありました柿とか、菜種ですか、そういう農業経営のことをやまして、このところ周辺を随分借りているような現状であります。

借主さんは、農業経営の規模拡大のためと言っていましたので、特に問題はないと思います。

よろしく申し上げます。

議長 続きまして、議案第11号について、14番、粕谷委員から申し上げます。

粕谷委員 14番、粕谷です。

議案第11号について説明をいたします。

申請内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。

別冊位置図の9ページをお開きください。

図面左上から下に走っている道路は、主要地方道千葉鴨川線です。申請地は、この主要地方道から300メートルほど入ったところに位置しております。丸印の中に数字が497、505と書いてありますけれども、地番なんです、505が譲受人の所有地となっております。

5月7日、代理人と譲受人と現地で申請内容について確認をいたしました。

譲渡人は相続により取得した土地で、居住地も遠方に住んでおり、今後、農業を続ける意思がないことから、今まで管理を委託してきた譲受人に管理をお願いするものです。

譲受人は経営規模拡大の観点から、今回購入するとのこととです。

特に問題はないと思われますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 それでは、ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願ひします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願ひします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願ひします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願ひします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第5号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願ひします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第6号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願ひします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第7号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願ひします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第8号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願ひします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第9号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第10号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第11号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

◎議案第12号及び議案第13号

議長 日程第4、議案第12号及び第13号 農地法第3条及び農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、議案第12号及び第13号について事務局より説明をお願いします。

田島副主査 それでは、議案第12号、第13号につきましては、同一の事業となります。

お配りいたしましたA3の資料のほうも併せて御覧ください。

こちらのA3の資料のとおり、議案第13号の申請地を農地法第5条使用貸借権を設定いたしまして、専用住宅に転用いたします。

あわせまして、議案第12号の申請地に給排水管を埋設するため、こちらは農地法第3条の区分地上権を設定するものでございます。

詳細な内容につきまして、議案第12号のほうから説明をさせていただきます。

江澤主任主事 議案第12号について説明します。

糠田地先の田1筆、面積1,162平方メートルのうち、99.83平方メートル部分に区分地上権を設定するものです。

申請理由として、専用住宅新築による給排水管の埋設のためです。

排水管について、議案第13号で転用予定の専用住宅に接している西側道路の水路は流れが悪く、排水を放流するのに適していないことから、申請地を通して東側道路の側溝に放流するとのことです。

給水管については、住宅に接している西側道路には水道本管がなく、申請地を通して東側の道路にある本管から引き込むとのことです。

許可基準として、周辺農地への影響はなく、申請地の耕作管理者からも同意を得ております。

排水接続先の水路については、小糸川沿岸土地改良区の管理で放流の同意も得ております。
田島副主査 続きまして、議案第13号について御説明いたします。

糠田地先の田1筆、面積326平方メートルを使用貸借権設定により専用住宅へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第3種農地相当となります。申請地に建築面積72.12平方メートルの専用住宅を建築したいとのことです。敷地は盛土をいたしますが、500平方メートル以下のため、市残土条例の規制にはかかりません。

用排水計画は、上水道は公営水道給水本管より引込み、汚水は合併浄化槽で処理し、既設U字溝へ放流、雨水についても同じ既設U字溝へ放流します。

工事中は周囲にごみ等が散乱しないように、幕等により飛散防止に努めます。

また、火器の使用に十分注意し、防災に努めます。

以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第12号及び議案第13号について、4番、小笠原委員からお願いします。

小笠原委員 4番、小笠原です。

議案第12、13号は、関連案件なので説明します。

詳細は事務局説明のとおりでございます。

申請場所は、別冊10ページを御覧ください。

総合機械センターの北西から約500メートル地点が申請場所となります。

4月25日、譲受人と現地の立ち会いをしました。

譲受人は、給排水管の埋設と専用個人住宅の建築をするものでした。

何ら問題ないと思われるので、よろしく御審議をお願いいたします。

議 長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

初めに、農地法第3条による区分地上権の設定、議案第12号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、農地法第5条による使用貸借権の設定、議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

◎議案第14号ないし議案第16号

議長 日程第5、議案第14号ないし第16号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

田島副主査 議案第14号について御説明いたします。

小市部地先の畑1筆、面積385平方メートル、田1筆、面積709平方メートル、合計1,094平方メートルを所有権移転によりメガソーラーの連携設備用地へ転用します。

こちらは東電との連携タワー、変電施設となっております。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。

申請地は不耕作地となっております。

敷地は埋立て等を行わず、排水は既設排水に接続し、排水します。

施工中の工事については、風の影響があるため、防砂ネットを設置し、砂の飛散など十分配慮いたします。

議案第15号について御説明いたします。

6ページをお開きください。

向郷地先の田2筆、面積1,190平方メートルを所有権移転により駐車場へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。

現在、申請地は不耕作地となっております。

敷地は山砂で、30センチメートルから92センチメートルを埋立て、20センチ程度砕石を敷きます。市保全課に届出を提出予定です。

用水は使用せず、雨水は自然浸透です。

施設整備時には、周辺農地の作付に十分配慮するとともに、粉塵の飛散防止、防音等に最善の注意を払います。工事中に土砂の流出がないようにします。

議案第16号について御説明いたします。

坂畑地先の畑1筆、面積1,578平方メートルを所有権移転により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。現在、不耕作地である申請地に太陽光パネル285枚を設置したいとのことです。

敷地は埋立て等を行わず、用排水計画は雨水排水のみで自然浸透となっております。

工事中は安全に努め、設備後はフェンスで囲います。

経済産業省及び東京電力への申込みは済んでおります。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第14号及び第15号について、12番、江澤委員からお願いします。

江澤委員 12番、江澤です。

議案第14号について現地調査の結果について説明します。

詳細につきましては、事務局からの説明のとおりです。

4月24日、現地で譲渡人の長男と会いました。譲受人とは電話で話をしました。

場所は、別冊資料11ページにあります。

久留里中学校とのカーブから500メートルぐらいを目標左に入り、1キロ先の右側の田と畑です。

譲受人は、太陽光発電施設の連携設備用地へと転用して利用したいと聞きました。

今回の申請になりましたので、特に問題はないと思いますので、よろしく御審議をお願いします。

続きまして、12番、江澤です。

議案第15号について、現地調査の結果について説明します。

詳細については、事務局からの説明のとおりです。

4月23日に、代理人と譲受人と現地で会いました。

場所は、別冊資料12ページにあります。

410号バイパスの交差点から500メートルぐらい左の2枚の田です。

譲受人は自動車の板金工場を経営していますが、駐車場と資材置場として利用したいと聞きました。

譲渡人は規模縮小のために今回の申請になりました。

特に問題はないと思われまますので、よろしく御審議をお願いします。

議長 続きまして、議案第16号について、14番、粕谷委員からお願いします。

粕谷委員 14番、粕谷です。

議案第16号について説明をいたします。

申請内容につきましては、事務局説明のとおりです。

別冊位置図13ページをお開きください。

図面左から右側に走っている道路は、国道465号線です。図面中央に黒く蛇行しているのは、亀山湖であります。図面左上にJR久留里線の上総亀山駅があります。

申請地は、国道465号線から50メートルほど入った地点に位置しております。

5月2日、代理人と現地を確認いたしました。

譲渡人は申請地を相続をしたもので、農業経営を行っておらず、現況は耕作放棄地になっており、維持管理を軽減するための処分をするとのことでした。

特に問題はないと思われまますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので採決いたします。

議案第14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第16号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

◎議案第17号及び議案第18号

議長 日程第6、議案第17号及び第18号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

田島副主査 議案第17号について御説明いたします。

戸崎地先の畑1筆、面積2,955平方メートルの砂利採取事業に伴う一時転用許可後の計画変更です。砂利採取事業に伴う駐車場として、令和3年6月30日まで許可を得ていましたが、令和4年6月30日までの計画変更の申請がなされました。

周辺農地に対する影響は、これまで被害の報告もなく、問題ないと思われま

す。議案第18号について御説明いたします。

寺沢地先の田1筆、面積3,299平方メートルの砂利採取事業に伴う一時転用許可後の計画変更です。砂利採取事業に伴う作業所、山砂運搬用地として令和3年6月30日まで許可を得ていましたが、令和4年6月30日までの計画変更の申請がなされました。

周辺農地に対する影響はこれまで被害の報告もなく、問題ないと思われま

す。以上です。

議長 ただいまの事務局の説明について、質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第17号について、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第18号について、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

◎報告第1号ないし報告第14号

議 長 日程第7、報告第1号ないし第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告第7号ないし第14号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、事務局長専決により書類を受理いたしました。

ただいまの報告第1号ないし報告第14号について、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がないようですので、報告第1号ないし報告第14号を終わります。

◎閉 会

議 長 これをもちまして、令和3年第5回君津市農業委員会総会に付議されました議案及び報告については終了いたしました。

以上で閉会といたします。

次回の令和3年第6回農業委員会総会は、令和3年6月9日、水曜日、5階大会議室にて開催の予定でございますので、よろしくお願いをいたします。

(午後2時46分)